

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

野田市 総務部 管財課

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（平成26年2月以降に締結する契約から適用）

1. 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職種	最低額	職種	最低額
1 特殊作業員	2,232	27 普通船員	2,264
2 普通作業員	1,839	28 潜水士	3,677
3 軽作業員	1,371	29 潜水連絡員	2,614
4 造園工	2,094	30 潜水送気員	2,614
5 法面工	2,391	31 山林砂防工	2,657
6 とび工	2,550	32 軌道工	4,389
7 石工	2,582	33 型わく工	2,327
8 ブロック工	2,402	34 大工	2,635
9 電工	2,285	35 左官	2,529
10 鉄筋工	2,593	36 配管工	2,147
11 鉄骨工	2,317	37 はつり工	2,380
12 塗装工	2,487	38 防水工	2,678
13 溶接工	2,635	39 板金工	2,572
14 特殊運転手	2,221	40 タイル工	2,497
15 一般運転手	1,987	41 サッシ工	2,370
16 潜かん工	2,752	42 屋根ふき工	2,115
17 潜かん世話役	3,252	43 内装工	2,444
18 さく岩工	2,497	44 ガラス工	2,285
19 トンネル特殊工	2,614	45 建具工	2,455
20 トンネル作業員	2,232	46 ダクト工	2,147
21 トンネル世話役	2,954	47 保温工	2,125
22 橋りょう特殊工	2,795	48 建築ブロック工	2,264
23 橋りょう塗装工	2,859	49 設備機械工	2,232
24 橋りょう世話役	3,135	50 交通誘導員A	1,297
25 土木一般世話役	2,380	51 交通誘導員B	1,137
26 高級船員	2,890		

2. その他の職種

単位：円

職種	最低額	職種	最低額
52 電気通信技術者	2,869	57 船団長	2,890
53 電気通信技術員	1,966	58 潜水世話役	3,677
54 製作工（橋梁）	2,752	59 船夫	2,264
55 機械工	2,635	60 機械設備製作工	2,402
56 助手	1,839	61 機械設備据付工	2,147

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。